

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 2年 6月 25日

法務省入国管理局参事官室御中

照会者名



住所



下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第9条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

①日本の事業者が外国の学校に通っている外国人の学生を、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動の内、平成三十年六月十三日法務省告示第百七十八号（改正）の『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件』の第九条（※）で定められている活動（特定活動（告示9号） インターンシップ）をさせる為に在留資格認定証明書交付申請をしたいと検討しています。

※の条文は下記の通りです。

九 外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動

②インターンシップ生を本邦の機関で受入れる為に、日本と海外、双方の仲介事業者の利用を予定しております。

上記の場合において、外国の大学の学生が行うインターンシップ(在留資格「特定活動(出入国管理及び 難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる 活動を定める件第9号))に係るガイドライン(令和2年5月策定)の内容を鑑み下記2点につき照会願います。

※ガイドライン詳細 <http://www.moj.go.jp/content/001319857.pdf>

(1)ガイドラインには仲介業者についての記述があることから仲介業者そのものを使うことに問題はないと考えておりますが、受入れ機関から仲介業者に紹介料や支援料等の名目で支払われる以外に、仲介業者がインターンシップ生に支払われる給与から直接、費用を控除することに問題があるのか。

具体的には、日本における仲介事業者が受入れ機関から1名毎に月額費用を受け取る予定ですが、それ以外に海外の仲介事業者が学生の給料から、海外旅行保険料金及びインターン負担金を徴収することを検討しております。

インターン負担金は、海外の仲介事業者がインターンシップ生に対して、来日前に日本語の教育や日本のマナーなどの研修を実施する為にかかった費用、現地の大学の先生が学生のインターンシップ期間中に研修状況を確認する為に日本に訪問する際にかかる費用等が含まれております。

(2)ガイドライン4の【労働関係法令の適用について】の中に『受入機関とインターンシップ生との間に「使用従属関係」が認められる場合には、その斡旋を行う仲介事業者についても、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可等を受けなければならない』とありますが、日本の仲介事業者は有料職業紹介事業の免許を持っていないと読み取れます。では、海外側の仲介事業者は日本における有料職業紹介事業と同様に、その国で定められた何らかの資格を持たなければならないのか。もしもそういった免許を証明できない場合は違法な扱いとなるのか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(見解)

(1)につきましては、ガイドライン2の(1)のキに、受入れ機関は『国外及び国内における費用(旅費のほか食費、住居費等名目のいかんを問わず、インターンシップの実施に要する費用)について、インターンシップ生に明示し、費用負担者及び負担金額等について合意していること。』とあり、クに『インターンシップ生が行おうとする活動に係る諸条件や報酬額等をインターンシップ生に明示し、合意していること』とあります。また、仲介事業者についてはガイドライン3の(2)に『仲介事業者が、仲介に係る外国人の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと』という項目があり、これらの項目はインターンシップが適正に行われ、学生の権利を保護するためにある項目と思われれます。

インターンシップ生に負担させる金額が上記の要件（金額をあらかじめ明示し、合意を得て、その金額と目的が適正であること）を満たしているのならば、支払う先が受け入れ機関以外の仲介事業者でもインターンシップの適正さを侵害することにはならないと考えます。したがって、仲介事業者が学生の給与から直接徴収することは適正かつ合意があれば認められるべきものと思慮致します。

(2)につきましては、海外の事業者が海外において日本の有料職業紹介事業の免許と同様の許可を取得していない場合であっても、海外の仲介事業者は、その国によって様々な形態が存在し、日本のように許認可が細分化されていないことも有ります。幅広い業務を一つの仲介事業免許で行う国も存在し、日本とは許認可の内容そのものが異なります。そのため、海外の仲介事業者の資格は、日本側から日本の有料職業紹介事業の資格に相当するかどうかを判断するのが困難です。

また、(1)でも述べたように、ガイドラインの目的がインターンシップの適正さを図ることにある限り、インターンシップが適正に行われ、学生の不利益にならない限り、日本の有料職業紹介事業の免許に該当する資格のない海外の仲介事業者を使用することに問題はないと考えます。

(根拠)

外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号））に係るガイドラインの冒頭には『一部の受入れ機関において不適切なインターンシップの実態が確認されています。』とあり、『このような背景を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月関係閣僚会議決定）においては「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の要件や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定する。』とされました。』とあることから、このガイドラインが作成された背景はインターンシップ生の保護とインターンシップが適正に行われることが目的だと考えます。

インターンシップが大学、学生、受入れ機関の三者間で適正に行われ、学生の不利益にならない限り、上記(1)及び(2)について認められるべきものと考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しません。

5. 連絡先

下記メールアドレスに、このメールへの返信または御課からの新たな御差出の方法いずれかのご回答で結構ですので、必ず御課名の入ったものでご回答を頂きたくお願い申し上げます。

ます。

回答先メールアドレス：

[Redacted]

住所

連絡先